

税 理 士 報 酬 基 準 額 表

事 業 に 関 す る 報 酬

平成20年度4月1日現在

(単位:千円)

区分			区分			区分			区分		
小 売 業			卸 売 業			製造・建設業			サービス業・その他		
年取引金額	月額報酬	決算報酬 年 1 期	年取引金額	月額報酬	決算報酬 年 1 期	年取引金額	月額報酬	決算報酬 年 1 期	年取引金額	月額報酬	決算報酬 年 1 期
5,000万円未満	30	200	5,000万円未満	30	200	3,000万円未満	30	200	1,500万円未満	30	200
7,000万円未満	30	200	8,000万円未満	30	200	5,000万円未満	30	200	3,000万円未満	30	200
10,000万円未満	30	200	10,000万円未満	30	200	10,000万円未満	30	200	5,000万円未満	30	200
15,000万円未満	40	240	15,000万円未満	40	240	15,000万円未満	40	240	7,000万円未満	40	250
20,000万円未満	50	260	30,000万円未満	50	260	20,000万円未満	50	260	10,000万円未満	50	280
35,000万円未満	55	280	50,000万円未満	55	280	30,000万円未満	55	280	15,000万円未満	60	300
50,000万円未満	60	300	70,000万円未満	60	300	40,000万円未満	60	300	20,000万円未満	70	350
70,000万円未満	65	350	10億円未満	65	350	50,000万円未満	70	350	30,000万円未満	80	400
10億円未満	70	400	15億円未満	70	400	70,000万円未満	80	400	50,000万円未満	90	450
13億円未満	80	450	20億円未満	80	450	10億円未満	100	450	70,000万円未満	100	500
15億円未満	130	600	30億円未満	120	500	20億円未満	120	500	10億円未満	120	600
15億円超	150	700	30億円超	150	600	20億円超	150	600	10億円超	150	750

1. 決 算 業 務 記帳代行業務のない場合は、本表の20～30%相当額を加算する。なお、金額の計算は千円単位とし、千円未満の端数は切捨てる。
2. 個 人 事 業 個人事業の場合は、本表の90%相当額とする。(但し、医業等一部業種は除く)
3. 支店・出張所 1店毎に、本表報酬に20%相当額を加算する。
4. 事 業 月 数 6ヶ月以内の場合の決算報酬は、本表の60%相当額とする。
5. 譲渡所得・相続税・贈与税に関し、路線価評価作業等、複雑な事業については別途に申し受ける。
6. 本表に定めのないものは、九州北部税理士会の報酬規定による。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。